

介護予防通所介護費1月あたりの金額

要介護度	単位	地域区分別単価割合	サービス費(10割)	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
要支援度 1	1,798単位	2級地 10.72円	19,274円	1,927円	3,854円	5,782円
要支援度 2(週1回程度)	1,798単位		19,274円	1,927円	3,854円	5,782円
要支援度 2(週2回程度)	3,621単位		38,817円	3,881円	7,763円	11,645円

選択サービスにおける加算分	単位	地域区分別単価割合	サービス費(10割)	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(事業対象者、要支援1)(週1回程度)	88単位	2級地 10.72円	943円	94円	188円	282円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(要支援2)(週1回程度)	88単位		943円	94円	188円	282円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(事業対象者、要支援2)(週2回程度)	176単位		1,886円	188円	377円	565円
科学的介護推進体制加算	40単位		428円	42円	85円	128円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用総単位数に9.2%を乗じた単位数		個々に算定額が変わります。			

減算分	単位	地域区分別単価割合	サービス費(10割)	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
同一建物減算1(事業対象者、要支援1)(週1回程度)	△376単位	2級地 10.72円	△4,030円	△403円	△806円	△1,209円
同一建物減算/22(要支援2)(週1回程度)	△376単位		△4,030円	△403円	△806円	△1,209円
同一建物減算2(事業対象者、要支援2)(週2回程度)	△752単位		△8,061円	△807円	△1,613円	△2,419円

その他

項目	料金	内容
食事代 1食	700円	昼食・おやつ

※利用者負担額の計算方法

報酬単位×地域単価=A A×0.9=B (A・Bともに小数点以下切り捨て)

利用者負担額=A-B

実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が発生することがございます。

※往復の送迎料は、基本料金に含まれています。

※加算について

①生活機能向上グループ活動加算

都道府県知事に届け出て、利用者の生活機能向上を目的として複数の利用からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

②運動器機能向上加算

都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

③同一建物居住者の送迎についての減算

介護予防・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)事業所と同一建物に居住する者又は介護予防・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)事業所と同一建物から当該介護予防・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)事業所に通う者に対し、

介護予防・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)を行った場合は、1月につき所定の単位数を減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ・(Ⅰ)ロ・(Ⅱ)

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が利用者に対し指定介護予防通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき所定単位数を加算する
ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、他の加算は算定しない。

(Ⅰ)イ:介護福祉士が50%以上配置されていること。(介護職員の総数に占める介護福祉士の割合)

(Ⅰ)ロ:介護福祉士が40%以上配置されていること。(介護職員の総数に占める介護福祉士の割合)

(Ⅱ):3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。

(利用者)にサービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の職員の割合)

⑤介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が利用者に対し、指定介護予防通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、単位数を所定単位数に加算する。